

仙台市ガス小売供給選択約款

(業 務 用 季 節 別 契 約)

令和5年10月1日 実施

仙台市ガス局

目 次

- 1 目的
- 2 小売選択約款の実施及び適用
- 3 小売選択約款の変更
- 4 用語の定義
- 5 適用条件
- 6 使用の申込み
- 7 契約の成立
- 8 使用量の算定
- 9 料金
- 10 単位料金の調整
- 11 精算額
- 12 名義の変更
- 13 契約の変更又は解約
- 14 契約の解約又は変更に伴う契約中途解約（変更）精算額
- 15 緊急調整時の措置
- 16 その他

附 則

(別 表)

- 1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法
- 2 料金表

1 目的

この仙台市ガス小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）は、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的かつ経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2 小売選択約款の実施及び適用

- (1) この小売選択約款は、本市が仙台市ガス供給条例（平成8年条例第37号）第30条に規定する選択供給条件により行う小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。
- (2) この小売選択約款は、お客さまが5の適用条件を全て満たし、この小売選択約款の適用を希望する場合に適用いたします。
- (3) この小売選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと本市との協議によって定めます。

3 小売選択約款の変更

- (1) 本市は、本市が定める仙台市ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他本市が必要と判断した場合には、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(2)及び(3)のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) この小売選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(3)に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (3) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に係る費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上での開示を行います。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付は行いません。

4 用語の定義

この小売選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間当たりの最大の使用予定量をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「実績年間使用量」とは、契約期間における実績使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。
- (6) 「実績月平均使用量」とは、実績年間使用量を12で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。
- (7) 「最大需要期」とは、11月の定例検針日の翌日から3月の定例検針日までの期間をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約月別使用量}} \times 100$$

- (9)「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{実績月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均実績月別使用量}} \times 100$$

- (10)「契約最大時間流量倍率」とは、契約年間使用量を契約最大時間流量で除したものをいい、小数点以下を切り捨てます。
(11)「実績最大時間流量倍率」とは、実績年間使用量を実績最大時間流量で除したものをいい、小数点以下を切り捨てます。

5 適用条件

この小売選択約款の適用条件は、次のとおりです。

- (1) 契約年間使用量が、50万立方メートル未満であること。
- (2) ガスメーターの能力及び契約最大時間流量が、6立方メートル以上であること。
- (3) 契約最大時間流量倍率が400倍以上又は契約年間負荷率が65パーセント以上であること。
- (4) 契約月平均使用量が、820立方メートル以上であること。
- (5) 不測の需給逼迫等の緊急時において、本市が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

6 使用の申込み

- (1) この小売選択約款の適用を希望される方は、あらかじめこの小売選択約款を承諾の上、本市にガス使用の申込みをしていただきます。
- (2) 申込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等本市が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

7 契約の成立

- (1) この小売選択約款が適用される契約は、本市が6（1）のガス使用の申込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (2) （1）により契約が成立した場合における契約期間は、次のとおりです。ただし、契約期間満了時までには本市とお客さまのいずれからも契約更新について異議のない場合には、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで契約が更新されるものとし、以後も同様といたします。なお、契約を更新する場合の契約内容は（3）及び（4）のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始する場合は、新たにガスの使用を開始する日からその翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 小売約款が適用される契約又は他の種別の小売選択約款が適用される契約から変更する場合は、契約成立日以降最初の定例検針日の翌日（契約成立日と定例検針日が同日の場合は、その翌日）からその定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約最大時間流量は、原則としてガスメーターの能力と同一といたします。ただし、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置の上、契約開始又は更新に先立つ前12か月の負荷計測器により算定された1時間当たりの最大の使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）を以て契約最大時間流量といたします。なお、算定された実績最大時間流量が6立方メートル未満の場合には、契約最大時間流量は6立方メートルとし、お客さまが契約開始又は更新に先立つ前12か月の使用実績がなく6（1）の申込みをされる場合には、本市と協議の上、契約最大時間流量を定めるものといたします。
- (4) 契約年間使用量及び契約月別使用量は、契約開始又は更新に先立つ前12か月のそれぞれの実績使用量と同一といたします。ただし、お客さまが契約開始又は更新に先立つ前12か月の使用実績がなく6（1）の申込みをされる場合は、本市と協議の上、契約年間使用量及び契約月別使用量を定めるものといたします。

- (5) 本市は、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、6(1)の申込みを承諾できないことがあります。ただし、本市がやむをえないと認める場合は、この限りではありません。
- ① この小売選択約款が適用される契約の契約期間満了前に解約した後、その解約した日から1年を経過しないうちに同一需要場所に係る6(1)の申込みをした場合
 - ② 別の種別の小売選択約款が適用される契約を本市と締結しており、その契約期間の満了前に同一需要場所に係る6(1)の申込みをした場合(現在締結中の契約の契約期間満了後にこの小売選択約款が適用される契約へ変更する場合は除きます。)
 - ③ この小売選択約款が適用される契約の契約期間満了前に小売約款が適用される契約へ変更した後、その変更した日から1年を経過しないうちに同一需要場所において、6(1)の申込みをした場合
 - ④ 本市との他の契約により発生した料金の支払いを滞納している場合(当該契約が既に解約されている場合を含みます。)

8 使用量の算定

- (1) 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 本市は、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置し、負荷計測器により実績最大時間流量を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、本市とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。
- (3) 負荷計測器本体費用は本市負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

9 料金

- (1) 本市は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に行われる場合には早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といいます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、同月3日、12月29日から同月31日)をいいます。)の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延長いたします。
- (2) 本市は、8で算定された使用量に基づき、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 本市は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) お客さまの都合又は契約違反により、契約を解約又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に基づいて算定いたします。
- (5) 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款35(1)①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

10 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(5)のとおりといたします。
 - ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 + 0.080円 × 原料価格変動額 ÷ 100円 × (1 + 消費税率)
 - ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 - 0.080円 × 原料価格変動額 ÷ 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記①又は②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

83,790 円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表の1 (5) に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトン当たりブタン平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が134,060円以上となった場合は、134,060円といたします。

(算式)

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格 × 0.9516 + トン当たりブタン平均価格 × 0.0407

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、本市ガス局ホームページ及び事務所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

11 精算額

この小売選択約款が適用される契約に関する精算額は、(1) 及び (2) に定める算式により算定するものとし、本市は、お客さまが7 (3) なお書の後段及び7 (4) ただし書を適用した場合には、本市が別途指定する期日までに当該精算額を申し受けるものといたします。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

(算式)

精算額に含まれる消費税等相当額 = 精算額 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(1) 初年度単位料金精算額

契約期間満了時において、実績最大時間流量倍率及び実績年間負荷率を当該契約の契約最大時間流量倍率及び契約年間負荷率にそれぞれ読み替えた場合に適用される基準単位料金が、当該契約に定めた基準単位料金を上回った場合、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を初年度単位料金精算額といたします。

$$\text{初年度単位料金精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約期間における実績最大時間流量倍率} \\ \text{及び実績年間負荷率を契約最大時間流量倍率} \\ \text{及び契約年間負荷率に読み替えた場合に適用} \\ \text{される当該小売選択約款に規定する各月の単} \\ \text{位料金に基づいて算定した当該契約期間にお} \\ \text{ける各月の料金相当額の合計額} \times 1.03 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当該小売選} \\ \text{択約款に規} \\ \text{定する満了} \\ \text{日までの各} \\ \text{月の料金の} \\ \text{合計額} \end{array} \right)$$

(2) 適用条件未達精算額

契約満了時の実績が5 (3) 又は (4) の条件を満たさなかった場合、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を適用条件未達精算額といたします。

$$\text{適用条件未達精算額} = \left(\text{当該契約期間における実績使用量及び小売約款に規定する各月の単位料金に基づいて算定した当該契約期間における各月の料金相当額の合計額} \times 1.03 \right) - \left(\text{当該小売選択約款に規定する当該契約期間における各月の料金の合計額} \right)$$

12 名義の変更

お客さま又は本市は、契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、当該契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものとしたします。

13 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合又は3(1)の規定によりこの小売選択約款が変更された場合は、双方協議して契約を変更又は解約することができるものとしたします。
- (2) 本市又はお客さまに契約違反があった場合(5の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、相互に契約を変更又は解約することができるものとしたします。
- (3) 本市は、お客さまが(2)に該当する場合は、その事由が発生した日以降最初の定例検針日の翌日から小売約款を適用することができるものとしたします。

14 契約の解約又は変更に伴う契約中途解約(変更)精算額

本市は、お客さまが7(3)なお書の後段及び7(4)ただし書を適用した場合であって、契約期間満了前に契約を解約又は変更するときは、11の精算額を算定せずに、次に定める契約中途解約(変更)精算額を本市が別途指定する期日までに申し受けるものとしたします。ただし、その解約又は変更が、13(1)の規定によるものであって本市がやむをえないと判断した場合又は13(2)の規定によるものであって本市に契約違反があった場合を除きます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

(算式)

$$\text{精算額に含まれる消費税等相当額} = \text{精算額} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

$$\text{契約中途解約(変更)精算額} = \left(\text{解約日又は変更日までの各月の実績使用量及び小売約款に規定する各月の単位料金に基づいて算定した当該契約期間における各月の料金相当額の合計額} \times 1.03 \right) - \left(\text{当該小売選択約款に規定する解約日又は変更日までの各月の料金の合計額} \right)$$

15 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、11の精算額については、双方協議して算定するものとしたします。

- (1)
$$\text{定額基本料金割引額} = \frac{\text{定額基本料金}}{\text{基本料金}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$
- (2)
$$\text{流量基本料金割引額} = \frac{\text{流量基本料金}}{\text{料金単価}} \times \frac{\text{契約最大時間流量}}{\text{時間流量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

16 その他

この小売選択約款に定めのない事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1 実施の期日

この小売選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 小売選択約款の揭示

本市は、この小売選択約款を本市ガス局ホームページ及び事務所において揭示いたします。この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後の小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3 この小売選択約款の実施に伴う切替措置

平成26年3月31日以前から仙台市ガス供給選択約款（業務用季節別契約）の適用を受け、平成26年4月1日の改定により旧選択約款に変更後も適用されているお客さまの契約最大時間流量については、平成26年4月の定例検針日の翌日から負荷計測器が設置される日以後の最初の定例検針日まで、全ガス消費機器の定格入力（キロワット）の合計に3.6を乗じた後、標準熱量（メガジュール）で除し小数点以下を切り捨てたものとし、その後はお客さまとの協議によって定めるものといたします。

4 消費税法改正に伴う経過措置

本市は、令和元年9月30日以前から継続してガスを使用しているお客さまのガス料金であって、令和元年10月1日から同年10月31日までの間に初めて実施する検針によって確定するものについては、消費税率8パーセント（旧税率）を適用いたします。

附 則

1 実施の期日

この小売選択約款は、令和5年10月1日から実施いたします。

（別 表）

1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

（1）料金表の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金表の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

② 料金表の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

（2）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（3）基本料金は、定額基本料金及び流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じて算定いたします。

（4）従量料金は、基準単位料金又は10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。

（5）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (6) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

(算式)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 定額基本料金

1か月につき	19,470.00円
--------	------------

(2) 流量基本料金

1立方メートルにつき	440.00円
------------	---------

(3) 基準単位料金

- ① 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が75パーセント以上の場合、料金表その1を適用いたします。
- ② 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ小型空調機器（エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5kW（30U.S. R.T）以下のガス吸収式の機器をいいます。）及びガス消費量の合計が50kW以上となるその他のガス消費機器を使用する場合、料金表その1を適用いたします。
- ③ 契約最大時間流量倍率が600倍以上かつ契約年間負荷率が65パーセント以上75パーセント未満の場合、料金表その2を適用いたします。

- ④ 契約最大時間流量倍率が 400 倍以上 600 倍未満かつ契約年間負荷率が 75 パーセント以上の場
合、料金表その 2 を適用いたします。
- ⑤ 契約最大時間流量倍率が 600 倍以上かつ契約年間負荷率が 65 パーセント未満の場合、料金表
その 3 を適用いたします。
- ⑥ 契約最大時間流量倍率が 400 倍以上 600 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント以上 75 パ
ーセント未満の場合、料金表その 3 を適用いたします。
- ⑦ 契約最大時間流量倍率が 400 倍未満かつ契約年間負荷率が 75 パーセント以上の場合、料金表
その 3 を適用いたします。
- ⑧ 契約最大時間流量倍率が 400 倍以上 600 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント未満の場
合、料金表その 4 を適用いたします。
- ⑨ 契約最大時間流量倍率が 400 倍未満かつ契約年間負荷率が 65 パーセント以上 75 パーセント未
満の場合、料金表その 4 を適用いたします。

1 立方メートルにつき	冬 期	その他期
料金表その 1	122.98 円	112.21 円
料金表その 2	129.37 円	118.58 円
料金表その 3	132.01 円	121.23 円
料金表その 4	134.64 円	123.87 円

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、10 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金と
いたします。